

日本脳炎の予防接種を安心して受けていただくために

平成28年4月より北海道でも日本脳炎の定期予防接種が行われます。

北海道では、これまで40年以上日本脳炎の患者はなく、感染を媒介する蚊（コガタアカイエカ）も生息していないため、日本脳炎の定期予防接種を行っていませんでした。

しかしながら、道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会は増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっているため、平成28年4月より、定期予防接種として行うことになりました。

日本脳炎ワクチンはどのようなものですか？

- 日本脳炎ワクチンを接種することで、体の中に日本脳炎への抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからないか、たとえかかっても軽くてすみます。
- 平成21年6月からは、重い副反応が起こりにくい安全なワクチン（※）が用いられています。

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスが脳や脊髄に感染して発症し、高熱、頭痛、おう吐、けいれん、意識障害などの症状がでます。ウイルスに感染しても脳炎にならない人がほとんどですが、日本では2005年から2014年までの過去10年間に56人が発症し、3人が亡くなっています。

日本脳炎ウイルスは、ふだんはブタなどの動物の体内で増え、その動物の血を吸った蚊（コガタアカイエカ）がヒトを刺すことによって、ヒトにも感染します。

※安全なワクチンであっても、ごくまれに副反応で重い病気になる可能性があります。平成26年末の報告では、延べ89万回の接種で、ショックや脳炎などの重篤な副反応が6件報告されています。【厚生労働省 H27. 3. 12 開催 第14回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料より】

- 日本脳炎の予防接種に少しでも不安を感じた時は、遠慮せずに医師に相談し、十分に納得した上で受けてください。
- 予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応について理解し、保護者等が文書に署名し、同意した場合に限り行われます。

予防接種後におこるかもしれない体の変化（副反応）

- 日本脳炎ワクチンを接種した後、せきや鼻水がでたりします。
- 接種したところが赤くなることがあります。
- きわめてまれに、副反応で重い病気にかかることがあります。
 - アナフィラキシー：急激なアレルギーによってじんましんがでたり呼吸が苦しくなったりします。
 - 急性散在性脳脊髄炎：脳や脊髄に炎症がおこる病気です。熱が出る、頭が重い、けいれんがおこる、意識がはっきりしないなどの症状がみられます。
 - 血小板減少性紫斑病：かさぶたをつくる働きの血小板が少なくなって、出血しやすくなってしまいます。皮膚の下で出血して青あざがでたりします。

- 予防接種を受けた後に、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

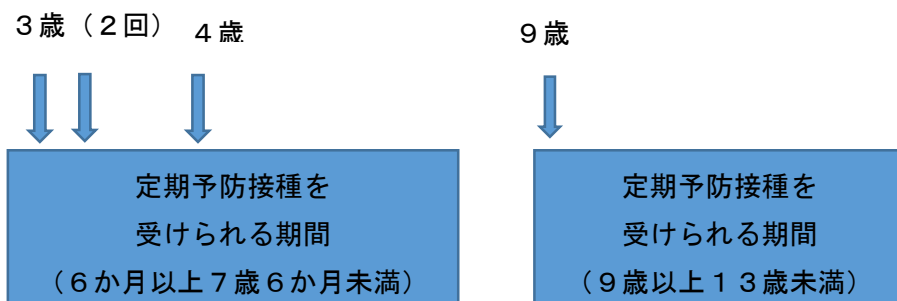
予防接種によって健康被害が起きたらどうするのですか？

- 定期の予防接種を受けて、治療が必要になったり、生活が不自由になったりするなどの健康被害があったときは、法律に定められた救済制度である「予防接種健康被害救済制度」を利用できます。
- この制度を利用するためには市町村の予防接種担当窓口にご相談ください。（役場への申請と国による認定が必要です。）

日本脳炎の予防接種は何歳で受けるのですか？

- 日本脳炎の予防接種は、通常は3歳で2回、4歳で1回、9歳で1回の合計4回受けます。
- 北海道ではこれまで定期の予防接種を行っていなかったことから、これ以外の年齢の方にも、接種が勧奨されます。
- 予防接種の副反応により予防接種を差し控えていた時期があり、全国でも予防接種を受けられなかった方がいます。そのための特例制度で20歳未満の方が予防接種を受けられます。

定期予防接種を受ける年齢



平成19年4月1日以前に生まれた方は、

20歳未満まで定期予防接種を受けることができます。(特例制度)

【北海道の接種を優先すべき対象者についての考え方】

上記対象者全てを勧奨対象とすると、膨大な数となるため、道では、市町村に接種を優先すべき対象者についての考え方(下記概要)を示しており、平成28年度から、各市町村は、この考え方を参考に勧奨対象者を決定することになっています。

道が各市町村に調査を行った結果、道の考え方に準じて接種勧奨を行う予定の市町村がほとんどですが、具体的な対象者と勧奨方法は市町村ごとに異なります。

詳細については、各市町村の予防接種担当窓口にお問い合わせください。

○接種を優先すべき対象者についての北海道の考え方（概要）

- (1) 3歳以上4歳未満の間にⅠ期初回の接種を受ける者を最も優先させる。
- (2) Ⅰ期追加接種については、4歳以上5歳未満の者で、過去にⅠ期に相当する接種を2回終了後概ね1年の間隔をあけて接種する者を優先させる。
- (3) Ⅰ期の定期接種を受けられる期間の短い者については、(1)、(2)に次いで優先的にⅠ期の接種を受けられるよう正確な情報提供を行う。

実施年度 (平成28年度)	対象とする年齢	周知すべき内容
① 定期接種開始から3年間	6歳、7歳に達する者のうちH21.10.2以降生まれ	Ⅰ期接種を受けられる期間が7歳6ヶ月未満であること。 Ⅱ期接種を受けられる期間が9歳以上13歳未満であり、Ⅰ期完了後5年以上の間隔をあけて接種することが望ましいこと。
② 平成38年度まで	18歳、19歳、20歳に達する者のうちH19.4.1以前生まれ	定期接種（Ⅰ期、Ⅱ期）を受けられる期間が20歳未満までであること。

- (4) Ⅱ期接種については、9歳以上10歳未満の者で、過去にⅠ期に相当する接種を完了し5年以上の間隔をあけて接種する者を優先させる。